

5. 意見書・見解書



(条例第12条関係)

建築主が近隣の皆さんに事前説明を実施した内容を建築調整課に報告し、建築調整課がその説明実施報告書を確認したのち、建築調整課の窓口（茨木市役所南館5階）にて説明実施報告書を閲覧の用に供します。

近隣の皆さんは、説明実施報告書の記載事項について、**意見書（様式第6号）**を建築調整課に提出することができます。

なお、建築計画等に対する要望などは、建築主等に直接申し入れてください。

意見書を建築調整課に提出することができる期間は、説明実施報告書の閲覧開始日等を建築主がお知らせ標識に記載した翌日から起算して14日以内です。

なお、12月29日から翌年1月3日までと2日以上連続する祝日は、意見書提出期間に起算しません。また、意見書提出期間の14日目が土・日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日までにあたる場合は、その翌開庁日が、意見書を提出することができる期限となります。

意見書提出期間の例

12月							1月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7 (例1) お知らせ標識 記載日 12/7(土)	29	30	31	1	2	3	4 2日目
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11
1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18
8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目 意見書 提出期限日	24	25
22	23 意見書 提出期限日	24	25	26	27 (例2) お知らせ標識 記載日 12/27(金)	28 1日目	19	20	21	22	23	24	25
29	30	31	1	2	3	4	26	27	28	29	30	31	1

建築調整課は、意見書を受理したとき、速やかに建築主に意見書の写しを送付します。

建築主は、意見書の写しを受け取ったとき、意見に対する**見解書（様式第8号）**を建築調整課に提出してください。

また、建築主は、お知らせ標識に見解書提出日を記載するとともに、**中高層建築物のお知らせ標識記載報告書（様式第5号）**に下記に掲げる図書を添付し、速やかに建築調整課に提出してください。

中高層建築物のお知らせ標識記載報告書（様式第5号） 添付図書
(1) 付近見取図 建築予定地を明確にしてください。
(2) お知らせ標識の遠景・近景写真 設置したお知らせ標識1箇所につき、お知らせ標識に記載した事項を確認することができるお知らせ標識の写真を添付してください。 お知らせ標識を複数箇所に設置する場合は、建築予定地内のどの場所に設置したお知らせ標識の写真であるかを明示してください。
(3) 委任状 建築主が代理人に手続を委任する場合に限ります。建築主の自署又は電話番号を記載する場合は、建築主の押印を省略することができます。

建築調整課は、見解書を受理したとき、速やかに意見書提出者又は意見書提出者のうち代表する方に見解書の写しを送付します。

意見書・見解書は、建築調整課の窓口（茨木市役所南館5階）にて閲覧の用に供します。

なお、意見書は、説明実施報告書の記載事項について意見するものであるため、近隣の皆さんは、見解書に対して意見書を提出することはできません。

意見書、見解書の記載方法についてご質問がある場合は、あらかじめ建築調整課に相談してください。